

パネルの貸し出しについて

1. パネルの貸与期間（貸出期間）について

パネルの貸与期間（貸し出し期間）は、1日単位での貸与（貸し出し）が基本となります。

2. パネルの利用料金について

パネルの貸与（貸し出し）は、無料です。ただし、故意に破損させた場合などは、弁償していただくこととなりますので、ご注意ください。

3. パネルは

パネルは使用方法を間違えると大事故につながります。基本的な使用方法が分からない場合は、貸与時に係員までお申し出いただければ、使用方法をご説明します。また、使用場所では現場担当者が責任を持って管理指導してください。

4. パネルの返却について

パネルの返却は、脚とパネルの数を確認した後、貸与場所（貸し出し場所）まで返却してください。返却時には、係員の確認を受けてください。

皆さんが気持ちよくご利用できますよう、使用方法・返却期限等マナーを守って正しくご使用ください。ご協力をお願いします。

社会福祉法人佐野市社会福祉協議会

総務福祉課生活支援係

TEL 0283-22-8136

FAX 0283-22-8199